

**地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル
（ひな形）
Ver. 2.0**

令和7年3月

環 境 省

大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

ひな形

ここでは、区域施策編を策定するに当たって最低限の目次構成と計画本文の例を示します。

本「ひな形」は、「本文」と「解説」、「ポイント」、「参照」を掲載しています。「解説」、「ポイント」、「参照」は枠囲みで表記しています。

「本文」には、区域施策編の例文を掲載しています。必要な事項を記入・編集した上で、「解説」、「ポイント」、「参照」を削除すると、区域施策編の素案が完成します。

「解説」及び「ポイント」には、計画を策定する際の基本的な考え方を記載しています。

「参照」には、区域施策編マニュアルの関連する項目や参考となる関連情報等を示していますので、必要に応じて活用してください。

本ひな形は、社会情勢の変化や関連計画の見直し等に伴い、適宜内容を改定します。改定の規模や影響度によって、Ver.の数値を変更します。例えば、大幅な変更を行う場合には Ver.3.0 とし、小規模な追加、変更を行う場合は Ver.2.1 とします。

◎ 本ひな形の記載例（記載内容より抜粋） -----

2. 温室効果ガス排出量の推計

解説

区域施策編の対象範囲における温室効果ガスの排出量推計結果を記載します。詳細については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（簡易版）、同（詳細版（旧・本編））同（事例集）（以下それぞれ「簡易版」、「詳細版（旧・本編）」、「事例集」といいます。）を参照してください。

本ひな形の解説です。
策定時には削除してください。

(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

本文

〇〇町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

・・・（中略）

計画策定におけるポイント、マニュアルの参照箇所を記載しています。策定時には削除してください。

ポイント

区域施策編マニュアルでは、最も簡易な統計の炭素量按分による手法を、標準的手法と位置付け、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村において推奨します。標準的手法等による都道府県別、市町村別の推計結果は、「自治体排出量カルテ」に掲載されています。

なお、標準的手法に基づく CO₂ 排出量推計データは簡易なものであり、その精度には限界があります。より正確な排出量を求めたい場合は、算定手法編の別の推計手法や地方公共団体独自データによる推計と差し替えて御活用ください。

参照

簡易版 3. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

詳細版（旧・本編） 2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

解説

基本的事項・背景・意義を記載します。

詳細については、簡易版・詳細版（旧・本編）を参照してください。

(1) 区域施策編策定の背景

ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

イ 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのネット・ゼロを目標として掲げる動きが広がりました。

ウ 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ

にする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。また、同計画においては、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

表 xx 2030年度及び2040年度における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万t-CO₂)

	2013年度 実績 ¹	2030年度 ² (2013年度比)	2040年度 ³ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
 - 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したものの。
 - 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
 - 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
 - 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
 - 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。
- 出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

エ ○○町における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

○○町においては、これまでも、地域特性を活かした▲▲等の取組を行ってきました。また、●年●月には、「○○町カーボンニュートラル宣言」を表明し、xx こととしました。近年の国際的な動向や国内の動向、○○町カーボンニュートラル宣言を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、○○のような方針で、我が町が抱える××等の課題への対応と一体となって、■■等の地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

ポイント

地方公共団体においてカーボンニュートラル宣言等、首長等による宣言の表明がある場合には、この箇所に追加することが考えられます。また、緩和に関する動向に加え、気候変動影響とその適応に関する動向や区域の状況を記載することも考えられます。

参照

簡易版 2. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

詳細版（旧・本編） 2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

参考ページ

気候変動適応情報プラットフォーム <https://adaptation-platform.nies.go.jp/>

（２）区域の特徴

以下に示す〇〇町の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置付けるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。（以下は自然的・社会的条件の例示）

ア 地域の概要

〇〇町は、（地域の成り立ち、位置、面積など）となっています。

イ 気候概況

〇〇町周辺の気候は、xx（山間部、海沿い、平野部など土地条件を踏まえたの特色等（日照時間、降雪量、寒暖差など）を記載）であり、また、長期間の気象観測データがある〇〇気象観測所の年平均気温の推移をみると、～という傾向が現れています。

ウ 人口と世帯数

〇〇町の人口は、国勢調査によると〇〇傾向にあり、xx年xx月xx日時点の人口はxx人、世帯数はxx世帯、年齢別ではxxのような特徴がみられます。

エ 地域の産業の動向

〇〇町の就業人口からわかるように、基幹産業は〇〇業であり産業別付加価値額としてもxx円、このことから〇〇業が〇〇町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

ポイント

区域の自然的社会的条件は、例えば、下記のように、それぞれ区域施策編に盛り込む対策・施策に関連すると考えられます。区域施策編の策定に当たり、区域の特徴を分析した結果を踏まえて、具体的な対策・施策と結びつけるプロセスが重要です。

- ・気候：家庭部門や業務その他部門の対策・施策
- ・再生可能エネルギー資源の賦存状況：再生可能エネルギーの導入に係る対策・施策
- ・産業構造：産業部門や業務その他部門の対策・施策
- ・都市構造／交通体系／運輸部門やまちづくりに関する対策・施策
- ・人口動態／住民の環境意識・ライフスタイル：家庭部門や業務その他部門の対策・施策

参照

簡易版 2. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（特に、3）区域の特徴の分析）
詳細版（旧・本編） 2-1-2. 区域の特徴

(3) 計画期間

〇〇実行計画（区域施策編）の基準年度、目標年度、計画期間について、2013 年度を基準年度とし、2030 年度、2035 年度及び 2040 年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2024 年度の翌年である 2025 年度からの〇年間とします。

平成 25 年		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年		令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年		令和 32 年
2013	・・・	2022	2023	2024	2025	2026	・・・	2030	2035	2040	・・・	2050
基準 年度		現状 年度 ※		策定 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標 年度	目標 年度	目標 年度		長期 目標
					計画期間							

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 xx. 〇〇町における基準年度、目標年度及び計画期間

ポイント

区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間及び見直しの時期の設定については、各地方公共団体が任意に設定することができますが、パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点からは、2013 年度を基準年度をとし、2030 年度、2035 年度、2040 年度及び 2050 年度を目標年度と設定することが望まれます。なお、長期目標を設定する場合は、2050 年度を設定することが望まれます。

参照

簡易版 2. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（特に、2）区域施策編差雨堤の基本的事項（基準年度、目標年度及び計画期間）

詳細版（旧・本編） 2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

(4) 推進体制

〇〇町では、区域施策編の推進体制として、首長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制の想定は下表（あるいは下図）のとおりとなります。

表 xx. 〇〇町における区域施策編の推進体制

	部署名・役職名	役割	備考
本部長	町長	全体統括	事務局（〇〇課）と綿密に調整
事務局	〇〇課	事務全般	本部長指示の下庁内を統括
	△△課	××部門担当	
	△△課	××部門担当	
⋮	⋮	⋮	⋮

ポイント

国の地球温暖化対策計画においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して取り組むこととしています。

市町村における区域施策編の策定・実施に当たっては、首長をトップとし、環境部局のみならず全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築し、運営していくことが重要です。関連する庁内部局として、例えば以下に示す計画の担当部局が考えられます。

総合計画、環境基本計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、地域森林計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画等

さらに、「庁外体制」や「広域連携等を活用した他の地方公共団体との連携」等の体制づくりが考えられる場合には体制に加えて記載します。

参照

簡易版 参考：区域施策編の策定・実施体制（例）

詳細版（旧・本編） 2-1-6. 区域施策編の策定・実施に係る体制

2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

解説

区域施策編の対象範囲における温室効果ガスの排出量推計結果を記載します。詳細については、簡易版・詳細版（旧・本編）を参照してください。

(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

〇〇町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

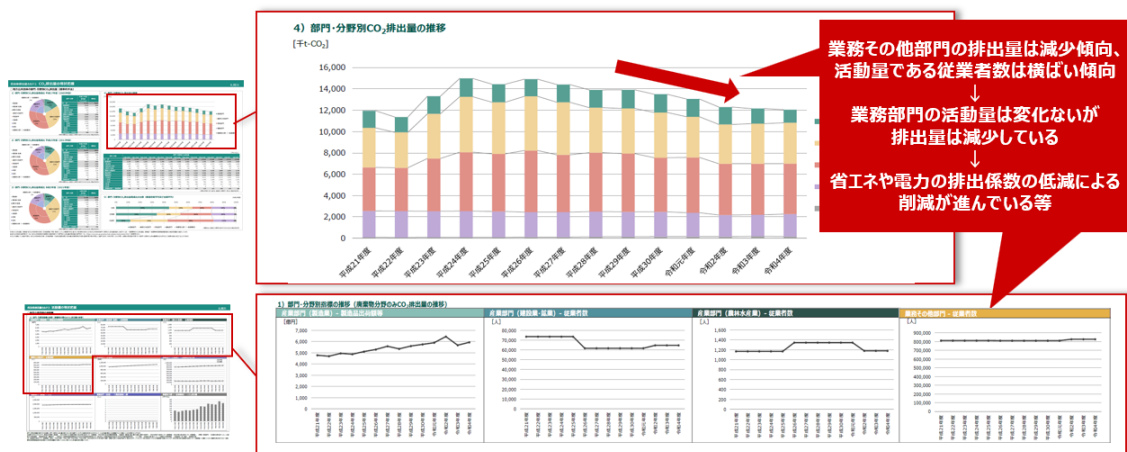


図 xx. 自治体排出量カルテによる部門別排出量（グラフ例）

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html>

現況推計の結果、〇〇町の温室効果ガスの排出量には以下の特徴があります。

- ・町内に工場が多数立地していることから、製造業部門の排出量比率が高いですが、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

ポイント

区域施策編マニュアルでは、最も簡易な統計の炭素量按分による手法を、標準的手法と位置付け、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村において推奨します。標準的手法等による都道府県別、市町村別の推計結果は、「自治体排出量カルテ」に掲載されています。

なお、標準的手法に基づく CO₂ 排出量推計データは簡易なものであり、その精度には限界があります。より正確な排出量を求めたい場合は、算定手法編の別の推計手法や地方公共団体独自データによる推計と差し替えて御活用ください。

参照

簡易版 3. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

詳細版（旧・本編） 2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

3. 計画全体の目標

解説

区域施策編で定める計画全体の目標を記載します。

詳細については、簡易版・詳細版（旧・本編）を参照してください。

(1) 区域施策編の目標

〇〇町の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

表 xx 〇〇町における総量削減目標

（基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケース）

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千 t- CO ₂)	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計			%
産業部門			%
製造業			%
建設業・鉱業			%
農林水産業			%
業務その他部門			%
家庭部門			%
運輸部門			%
自動車			%
旅客			%
貨物			%
鉄道			%
船舶			%
廃棄物分野（一般廃棄物）			%
吸収源			%

ポイント

我が国においては、2050 年カーボンニュートラル宣言や 2030 年度 46%削減目標を踏まえた地球温暖化対策計画が策定されました。

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定することが地球温暖化対策推進法に規定されており、2050 ネット・ゼロの実現を踏まえ、2030 年度等の中期目標についても野心的な目標を設定することが推奨されます。

区域施策編で定める計画全体の目標については、合計値のほか、地域の特性や実情に照らし、必要に応じて部門別の排出量や吸収源を設定することも考えられます。

参照

簡易版 4. 計画全体の目標

詳細版（旧・本編） 2-3. 計画全体の目標

4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

解説

区域施策編の対象範囲における温室効果ガス排出削減等の対策・施策を記載します。
詳細については、簡易版・詳細版（旧・本編）を参照してください。

（1）区域の各部門・分野での対策とそのための施策

〇〇町では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

我が町の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体等とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。

（ア）再生可能エネルギーの導入促進

〇〇町においては、自家消費を目的とした再エネ発電設備補助等の導入支援など、太陽エネルギー利用システムの普及促進に取り組みます。

（イ）再生可能エネルギーの利活用促進

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組みます。

（ウ）xx

（エ）xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)	CO ₂ 削減量 (2030 年度)
太陽光発電設備設置 補助件数	件	件	件	—
FIT・FIP 認定件数、導 入容量（再エネ種別）	件 kW	件 kW	件 kW	—
使用電力の再生可能 エネルギー比率	%	%	%	t-CO ₂
設備容量	MW	MW	MW	t-CO ₂
年間発電電力量	MWh/年	MWh/年	MWh/年	t-CO ₂
xx				

ポイント

令和3年の地球温暖化対策推進法の改正により、実行計画の実効性を高めるため、再生可能エネルギー利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する内容について定めること等が明記されました。

再エネ導入目標設定は様々な手法で検討することができますが、まず簡易的な手法として、REPOSの再エネ目標設定支援ツールを活用することが考えられます。再エネ目標設定支援ツールは、REPOSから再エネ目標設定支援ツールを選択すると、都道府県又は市町村別のエクセルをダウンロードすることができます。再エネ目標検討シート、必要に応じて(参考)促進区域検討支援ツールを利用した導入見込み量の整理シート(促進区域検討支援ツールとの連携シート)を入力することで再エネ導入目標を設定することができます。まとめシートに整理される検討結果を再エネ導入目標として活用することも考えられます。

表 xx ○○町における再エネ導入目標

1.再エネ導入量						
「再エネ目標検討シート」で検討した導入が期待される量に基づいて、目標年度の再エネ導入量と現状からの増加率が表示されます。						
再エネ区分	現状 再エネ導入実績		年度 再エネ導入量		現状比増加率(%)	
	設備容量(MW)	年間発電電力量(MWh/年)	設備容量(MW)	年間発電電力量(MWh/年)		
太陽光(建物系)	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
太陽光(土地系)	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
陸上風力	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
洋上風力	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
中小水力	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
バイオマス	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
地熱	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-
合計	0.000	0.000	0.000	0.000	-	-

設備容量(MW)

再エネ導入実績 再エネ導入量

■太陽光(建物系) ■太陽光(土地系) ■陸上風力 ■洋上風力 ■中小水力 ■バイオマス ■地熱

2.電気使用量に対する再エネ導入量の比率

区域内の電気使用量に対する再エネ導入量の比率が表示されます。

項目	【現状】	【目標年度】
電気使用量(MWh/年)	812,929.713	812,929.713
再エネ導入量比率(%)	0%	0%

3.導入ポテンシャルに対する再エネ導入量の比率

導入ポテンシャル(年間発電電力量)に対する再エネ導入量の比率が表示されます。

項目	【現状】	【目標年度】
導入ポテンシャルに対する再エネ導入量の比率(%)	0%	0%

4.(参考)CO2削減量、削減率

再エネの導入によるCO2削減量と削減率が表示されます。

項目	【現状】	【目標年度】
CO2排出量(t/年)	0	
CO2削減量(t/年)	—	
CO2削減率(%)	—	

参照

簡易版 5. 温室効果ガス排出量削減等に関する対策・施策(特に、7)再生可能エネルギー導入目標の設定の基本的な考え方～9)再エネ導入目標の設定)

詳細版(旧・本編) 2-4-4(3)再生可能エネルギー導入目標の設定の基本的な考え方

イ 省エネルギー対策の推進

〇〇町では xx や xx を通じて、省エネルギーの取組を推進します。とりわけ住民の健康増進にも繋がるよう、□□等の取組を重点的に実施します。

(ア) 省エネルギー行動の推進

〇〇町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため町が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、△△や■ ■等による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

(イ) 環境配慮型建築物の普及促進

〇〇町においては、▲▲など、・・・に取り組みます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)	CO ₂ 削減量 (2030 年度)
普及啓発イベントの実施・参加者数	回 人	回 人	回 人	—
長期優良住宅の増減数（累計）	件	件	件	—
防犯灯の LED 化率	%	%	%	t-CO ₂
xx				

ウ 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、〇〇町では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

(ア) 環境負荷の低い交通・運輸への転換促進

自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。

(イ) 自家用車使用に伴う環境負荷低減

〇〇町においては、▲▲など、・・・に取り組みます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)	CO ₂ 削減量 (2030 年度)
公共交通機関利用者 数	人	人	人	—
EV 補助件数	件	件	件	—
森林整備面積	ha	ha	ha	t-CO ₂
xx				

エ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

(ア) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。■ ■等の取組により、一層の減量化と資源化を推進します。

(イ) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組めます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)	CO ₂ 削減量 (2030 年度)
ごみの総排出量	t	t	t	—
ごみの資源化量	t	t	t	—
資源ごみの割合	%	%	%	t-CO ₂
xx				

ポイント

（対策・施策）

対策・施策の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に掲げられた、「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」に沿って、地球温暖化対策計画に示された「地方公共団体が講ずべき措置に関する基本的事項」や「地方公共団体が実施することが期待される施策例」を参考にしつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進を図ることが重要です。

これらの施策・対策を総合的に検討・実施することが望ましいですが、特に小規模な地方公共団体などにおいて、施策・対策の検討に十分な時間を割けない場合は、区域の特徴を分析した上で、特に地域課題の解決への貢献が大きいと見込まれる施策について、優先して検討していくことが考えられます。

参照

簡易版 5. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

詳細版（旧・本編） 2-4-1. 対策・施策の位置付け～2-4-3. 対策・施策を立案する上での留意事項、5-2. 地方公共団体が実施することが期待される施策例事例集 3-1. 「対策・施策」の事例

（目標・指標）

区域施策編には、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に加えて、それらの施策の実施に関する目標も定めることとされています。

この目標については、可能な限り温室効果ガスの削減効果に関する定量的な目標とすることが望ましい一方で、全ての施策について、そのように目標設定することは必ずしも容易ではありません。そのような場合には、他のなるべく定量的な目標（再生可能エネルギー設備導入補助による発電設備容量など）を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用することができます。

また、対策・施策の目標の検討に当たっては、なるべく野心的な目標を設定することが重要です。

参照

簡易版 5. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

詳細版（旧・本編） 2-4-4. 対策・施策の実施に関する目標、5-3. 進捗管理に用いるデータの取得方法

5. 区域施策編の実施及び進捗管理

解説

区域施策編の実施及び進捗管理について記載します。

詳細については、マニュアル簡易版・詳細版（旧・本編）を参照してください。

区域施策編の実施及び進捗管理は以下のとおり実施します。

（1）実施

「1（4）推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

（2）進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

（3）見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。

ポイント

区域施策編の実施、進捗管理・評価、見直しに関する事項について記載します。

なお、地球温暖化対策推進法第21条第16項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。

参照

簡易版 6. 区域施策編の実施、評価

詳細版（旧・本編） 3. 区域施策編の実施、4. 区域施策編の全体的な見直し及び改定、5-3. 進捗管理に用いるデータの取得方法

参考資料

区域の特徴ごとの排出削減目標の例

区域の特徴（地方公共団体区分、地方、人口、部門別排出量の構成等）を踏まえて 10 団体を抽出し、表 3-1 のとおり、各地方公共団体が公表する区域施策編やそれに類する計画に記載されている排出量の構成、排出削減目標を部門別に整理しました。

表 3-1 地方公共団体ごとの排出量構成、排出削減目標の例

団体名	区分	地方	人口	排出量の構成（2018 年度） （％）				2030 年度排出削減見通し （2013 年度比 ^{※1} ）（％）				
				産業	業務 その他	家庭	運輸	総量	産業	業務 その他	家庭	運輸
長野県	都道府県	中部	207 万人	22	19	25	33	-53	-54	-64	-52	-56
岐阜県	都道府県	中部	201 万人	35	18	18	27	-21.30	-10.40	-48.20	-25.90	-25
大阪府	都道府県	近畿	884 万人	26	27	22	22	-40	-43	-42	-46	-33
横浜市	政令市	首都圏	376 万人	30	27	23	18	-30	-36	-34	-35	-42
京都市	政令市	近畿	140 万人	19	33	24	22	-41.10	-42.30	-51.00	-49.10	-26.50
北九州市	政令市	九州	94 万人	52	15	10	21	-47	-40	-50	-50	-40
郡山市	中核市	東北	32 万人	25	25	22	26	-30	-	-	-	-
高知市	中核市	四国	32 万人	30	25	19	25	-43	-16	-59	-58	-19
二セコ町	その他市町村	北海道	0.5 万人	22	20	30	28	-44	-	-	-	-
久慈市	その他市町村	東北	3.4 万人	29	18	24	27	-62	6	-57	-56	-7
全国平均	—	—	—	45	18	16	20	-	-	-	-	-

※1:長野県は 2010 年度比の排出削減見通し、二セコ町は 2015 年比の排出削減見通し。

出典：各地方公共団体ウェブサイトに掲載された地方公共団体実行計画（区域施策編）より作成

総務省「住民基本台帳に基づく人口」

<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html>、

環境省「自治体排出量カルテ」<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html>より整理

施策の実施に関する目標設定の例

施策の実施に関する目標設定の例として、一部の地方公共団体が実行計画で掲げている対策・施策に関する目標について、京都市（表 3-2）、長野県（表 3-3）、岐阜県（表 3-4）を例に紹介します。自治体によって分野ごとに設定している目標が異なるため、自らの自治体で目標設定する際に参考にしてください。

また、目標設定に当たっては、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に掲げられた 4 つのカテゴリーの施策に応じた目標設定がされているかの確認も必要です。

表 3-2 施策の実施に関する目標の事例：京都市

（削減見込量：万 t-CO₂）

部門	対策		削減 見込量	2030 年度の実施のレベル、考え方等
家庭 (52)	省エネ (33)	高効率家電・機器の普及	24	・ LED 照明の普及：100%（現状 40%程度） ・ 高効率家電の普及：75%（現状 20～30%） ・ 冷蔵庫，エアコン効率 約 2 割改善等

部門	対策		削減 見込量	2030 年度の取組のレベル, 考え方等
		高効率家電・機器の普及	4	・新築で ZEH が標準に（現状 10%程度） ・住宅の省エネ基準達成率：27%（現状 10%程度）
		その他家庭の省エネ取組	5	・上記以外の省エネ行動による効果
	再生可能 エネルギー (19)	太陽光発電設備の普及	1	・太陽光発電設備導入量：住宅用約 15,000 件増
		再生可能エネルギー電気 の選択促進	7	・再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10% 程度（現状ほぼ 0%）
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	11	・電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割 合：25%（現状約 15%）
産業 (17)	省エネ (10)	大規模排出事業者(特定事 業者)の省エネ取組	5	・年率 1.0%以上の排出削減
		特定事業者以外の省エネ 取組	5	・上記以外の省エネの取組の効果
	再生可能 エネルギー (7)	太陽光発電設備の普及, 再 生可能エネルギー電気の 選択促進	4	・太陽光発電設備導入量：約 30MW 増 ・再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10% 程度（現状ほぼ 0%）
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	3	・電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割 合：25%（現状約 15%）
業務 (49)	省エネ (26)	大規模排出事業者(特定事 業者)の省エネ取組	12	・年率 1.5%以上の排出削減
		特定事業者以外の省エネ 取組	12	・上記以外の省エネの取組の効果
		オフィス等の省エネ性能 の向上	2	・オフィス等の建築物の省エネ基準達成率：59% （現状約 30%）
	再生可能 エネルギー (23)	太陽光発電設備の普及, 再 生可能エネルギー電気の 選択促進	8	・電力会社による再生可能エネルギー供給の促進 ・再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10% 程度（現状ほぼ 0%）
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	15	・再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10% 程度（現状ほぼ 0%）
運輸 (35)	省エネ (31)	公共交通の利用促進	10	・非自動車分担率の引上げ
		次世代自動車の普及等 による燃費改善	18	・次世代自動車普及率（ストックベース）：50%（現 状 19%）
		運輸・運送事業者における 省エネ取組	3	・年率 0.5%以上の排出削減
	再生可能 エネルギー (4)	太陽光発電設備の普及, 再 生可能エネルギー電気の 選択促進	1	・再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10% 程度（現状ほぼ 0%）
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	3	・電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割 合：25%（現状約 15%）

部門	対策		削減 見込量	2030 年度の取組のレベル, 考え方等
その他 (16)	廃棄物部 門	ごみの焼却量の削減	4	・ごみ（主にプラスチック）焼却量の削減
	その他部 門	代替フロン等の削減	10	・フロン排出抑制法等に基づく機器適正管理の徹底
	吸収量部 門	森林等による吸収量の増	2	・森林整備, 緑地整備（街路樹・都市公園等） ・環境保全型農業推進

出典：京都市「京都市地球温暖化対策計画＜2021-2030＞」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/1477/book.html>

表 3-3 施策の実施に関する目標の事例：長野県

分野	2030 年目標	2050 年目標
交通（自動車）	・ 未設置区間ゼロ、電池切れゼロの充電インフラを整備	・ 自動車は全て EV・FCV、歩いて楽しめるまち（車走行距離の縮減）
建物	・ 全ての新築建築物の ZEH・ZEB 化を実現	・ 新築住宅は高断熱・高気密化（パッシブハウス相当） ・ 既存住宅は省エネ基準を上回る性能ヘリフォーム ・ 業務用ビルを ZEB 化
産業	・ エネルギー消費量を年 2%削減 ・ 再エネ導入で ESG 投資を呼び込む ・ イノベーションを生む新技術を創出	・ 大企業は自ラゼロカーボンを達成 ・ 中小企業を含め、サプライチェーンで選ばれ続ける企業に
再エネ	・ 住宅太陽光と小水力発電を徹底普及 ・ エネルギー自立地域 10 カ所以上	・ 再エネ生産量を 3 倍以上に拡大、エネルギー自立地域を確立
吸収・適応	・ 森林資源を健全に維持し CO ₂ 吸収量を増加 ・ まちなかや建物の緑を拡大	・ 恵まれた自然環境を「山」、「里」、「まち」で最大限に活かす
学び	・ 日頃から環境のためになることを実践している割合 100%	・ 誰もが気候変動の影響を理解し、脱炭素型ライフスタイルへ転換

出典：長野県「長野県ゼロカーボン戦略【計画本体】」

<<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>>

表 3-4 施策の実施に関する目標の事例：岐阜県

分野	進捗管理目標名	目標値(2030 年度)
産業	・ 製造業の付加価値額※1 当たりエネルギー消費量	・ 25,326MJ/百万円
	・ 産業部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 69,833t-CO ₂ /PJ
業務	・ 床面積当たりエネルギー消費量	・ 800MJ/m ²
	・ 業務部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 67,348t-CO ₂ /PJ
家庭	・ 家庭 1 世帯当たりエネルギー消費量	・ 29,153MJ/世帯
	・ 家庭部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 66,555t-CO ₂ /PJ
運輸	・ 自動車 1 台当たりガソリン販売量	・ 400L/台
	・ 自動車 1 台当たり化石燃料消費量	・ 22,100MJ/台
	・ 運輸部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 56,620t-CO ₂ /PJ

分野	進捗管理目標名	目標値(2030 年度)
その他	・ 再エネ電力比率※2	・ 52.9%
	・ 産業廃棄物排出量	・ 367.7 万 t
	・ 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量	・ 595 g/人/日
森林吸収量	・ 間伐実施面積	・ 9,800 ha

※ 1 付加価値額とは事業所の生産活動において新たに付け加えられた価値のことです。工業統計調査により付加価値額の算式が示されています。

※ 2 最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス利用、小水力発電、地熱発電・地中熱利用、風力発電）創出量の割合をいいます。

出典：岐阜県「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画～「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて～」

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html>>

地球温暖化対策に関するキーワードの解説集

地球温暖化対策に関する用語を解説しています。区域施策編の策定・実施に当たって分からない用語がある場合は参照してください。ただし、ここでは区域施策編に初めて触れる方のために、分かりやすい言葉に置き換えています。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のウェブサイト、専門書籍等を確認してください。

ア行

➤ エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9 割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される CO₂ は、非エネルギー起源 CO₂ と呼ばれます。

➤ 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

➤ 温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策推進法第 2 条第 5 項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の CO₂ に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のことです。

➤ オフセット

排出される温室効果ガスの排出をまずできるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

力行

➤ 活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められています。

具体的には、燃料の使用に伴う CO₂ の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m³ など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

➤ 吸収源

森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO₂ の吸収や排出が発生することを指します。

➤ 現状趨勢 BAU（Business As Usual）ケース

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。BAU ケースの排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」や「より将来の削減に寄与する部門・分野別の対策・施策の立案」を行うことができます。

➤ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。

➤ COOL CHOICE

政府が推進している、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

➤ クレジット

クレジットとは、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガスの排出量の削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化（数値化）し、取引可能な形態にしたもの

のことです。

➤ 原単位

エネルギー使用量をエネルギーの使用と関係の深い量で除した値のことで、エネルギーの消費効率を比較する際に利用されます。例えば、建物の原単位は、年間のエネルギー使用量を建物の延べ床面積で除した単位延べ床面積当たりのエネルギー使用量[MJ/m²・年]となります。

➤ コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

サ行

➤ 再生可能エネルギー

法律¹で「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

➤ 再生可能エネルギーポテンシャル

再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。

➤ 自家消費型太陽光発電

民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。

➤ 省エネルギー診断

省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。

¹ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

- スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。
- 政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のことです。2025 年 2 月に閣議決定された計画では、2013 年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50%、2035 年度までに 65%、2040 年度までに 79%削減することを目標とし、庁舎等における省エネの徹底、太陽光発電の庁舎等への最大限の導入、新築建築物の ZEB 化、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の優先的な調達、GX 製品の率先調達、フロン類の排出抑制等の措置を講ずることとしています。
- CEMS（Community Energy Management System）

地域エネルギーマネジメントシステムのこと。オフィスビルや商業施設を対象とした BEMS、工場などの産業施設を対象とした FEMS、各家庭を対象とした HEMS によって、ビルや工場、家庭での各エネルギー需給を最適化し、CEMS により地域のエネルギーを総合的に管理することを目的としたシステムです。
- ゼロカーボンアクション

政府が、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたものです。
- ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の CO₂ 排出量がゼロのドライブのことです。

タ行

- 大規模排出事業者（特定事業者）

事業者全体のエネルギー使用量が省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた基準以上であることから、省エネ法に基づいて、特定事業者又は特定連鎖化事業者として指定された事業者のことです。当該事業者は、エネルギー使用状況等の定期報告書を提出する義務等が課せられます。

➤ 地域新電力

地方公共団体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のことです。

➤ 地球温暖化係数

CO₂ を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことです。CO₂ に比べ CH₄ は約 28 倍、N₂O は約 265 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

➤ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

➤ 地球温暖化対策計画書制度

地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその削減等のための取組等を盛り込んだ計画書・報告書の作成・提出を求めることを通じて、温室効果ガスの排出削減等への計画的な取組を促す制度です。

ナ行

➤ 日本の約束草案

平成 27 年 7 月に 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

➤ ネット・ゼロ

CO₂ を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。

➤ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

➤ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

八行

➤ 排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。

排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で、定められています。

< https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html >

➤ BAT (Best Available Technology)

利用可能な最良の技術、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置のことを指します。

➤ PPA モデル

電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式です。本ひな形では、事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定しています。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要です。

➤ パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

➤ BEMS (Building Energy Management System)

建築物全体での徹底した省エネルギー・省 CO₂ を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システムを指します。

➤ FEMS (Facility Energy Management System)

産業施設エネルギーマネジメントシステムのこと。工場・プラント内で最適なエネルギー管理が行われることが可能となるだけでなく、その周辺の地域レベルでのエネルギーの最適化も促進されることが期待されています。